

第6 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜

自立支援選抜に志願することのできる者は、「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1に該当する者のうち、次のいずれにも該当する者とする。

- ① 令和5年3月に大阪府内の中学校を卒業する見込みの者
- ② 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者
- ③ 自主的な通学が可能である者

I 出 願

- 1 出願は、1校に限る。
- 2 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

2月14日	火	午前9時～午後4時
2月15日	水	

- 3 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

- (1) 入学志願書（様式101）〔様式集2～3ページ〕
- (2) 自己申告書（様式112）〔様式集8～9ページ〕

自己申告書は、原則として志願者の自筆とするが、志願者が保護者等と相談のうえ、他の者が記入してもよい。

- (3) 療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写し
- (4) 入学検定料

府立学校用の納付書（**府立全日利用**）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料2,200円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面の「**1 府立高等学校に出願する場合**」の貼付欄にはりつけて提出する。

- (5) （「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(2)に該当する者）
入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集10ページ〕
- (6) （「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(3)に該当する者）
教育委員会の承認書及びその関係書類

II 学力検査等

学力検査は実施せず、面接を実施する。

- 1 面接の実施日については、次のとおりとする。

実 施 日		高 等 学 校 名
2月17日	金	桜宮、阿武野、八尾翠翔、園芸、東淀工業、柴島、西成、枚方なぎさ、松原、堺東、貝塚
2月20日	月	_____
2月21日	火	_____

- 2 面接は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。
- 3 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。
- 4 面接は、保護者の同伴を原則とする。
- 5 面接の時間については、出願時に、当該高等学校長が示す。
- 6 本選抜に出願した志願者のうち、1に示す面接実施日に感染症に罹患しており、当日の受験が認められなかった者に対して、2月27日（月）に面接を行う。詳細は別に定める。

Ⅲ 入学者の選抜

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

- 1 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
- 2 選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接とする。
- 3 合格者の決定に当たっては、調査書及び推薦書中の記載事項並びに面接の内容をもとに総合判定し、募集人員を満たすよう合格者を決定する。
- 4 合格者の決定に当たって、「2」及び「3」に従うことが実際上はなほだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
- 5 高等学校長は、1月30日（月）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

Ⅳ 合格者の発表

合格者の発表は、3月1日（水）午後2時に各高等学校において行う。

知的障がい生徒自立支援コース

本コースは、大阪府学校教育審議会答申（「高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ方策について」（平成17年8月））に基づき、知的障がいのある生徒が社会的自立を図ることができるよう、高等学校において一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する環境を整備していく観点から設置するものである。